

466

0524

令和 4年10月31日

三重県知事様

所在地 三重県四日市市西浦一丁目7番15号
名称 医療法人 岩崎歯科
理事長 内藤 淳
電話番号 (059) 351-0044

決 算 届

令和 3年 8月 1日から令和 4年 7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

記

添付書類

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 岩崎歯科

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人

出資限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 〒510-0071 三重県四日市市西浦一丁目7番15号

(3) 設立認可年月日 平成 22年 11月 1日

(4) 設立登記年月日 平成 22年 11月 11日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 岩崎歯科	三重県四日市市西浦一丁目7番15号	無床

(4) 当該会計事業年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3年 9月 27日 令和 2年度決算の決定

令和 4年 7月 26日 令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定

※医療法人整理番号 D584

法人名 医療法人 岩崎歯科
所在地 三重県四日市市西浦一丁目7番15号

財 産 目 録
(令和 4年 7月 31日現在)

1. 資 産 額		28,190 千円
2. 負 債 額		7,678 千円
3. 純 資 産 額		20,512 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	19,514
B 固 定 資 産	7,851
C 繰 延 資 産	825
D 資 産 合 計 (A + B + C)	28,190
E 負 債 合 計	7,678
F 純 資 産 (D - E)	20,512

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 岩崎歯科
 所在地 三重県四日市市西浦一丁目7番15号

損益計算書

医療法人 岩崎歯科

自 令和 3年 8月 1日

至 令和 4年 7月31日

単位：円

科 目	金 額	
【売 上 高】		
社 保 診 療 収 入	55,582,708	
自 由 診 療 収 入	10,408,840	
商 品 売 上 高	200,894	66,192,442
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	526,435	
医 薬 品 材 料 仕 入 高	11,867,686	
外 注 加 工 費	8,520,495	
* * 合 計 * *	20,914,616	
期 末 棚 卸 高	-962,637	19,951,979
売 上 総 利 益 金 額		46,240,463
【販売費及び一般管理費】		38,921,709
営 業 利 益 金 額		7,318,754
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	61	
雑 収 入	1,946,044	1,946,105
経 常 利 益 金 額		9,264,859
【特 別 利 益】		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益		44,000
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		9,308,859
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,828,900
当 期 純 利 益 金 額		7,479,959

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 岩崎歯科

理事長 内藤 淳 様

私は、医療法人 岩崎歯科の令和 3年度会計年度（令和 3年 8月 1日から令和 4年 7月 31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 9月20日

医療法人 岩崎歯科

監事 杉崎 衣里